

# 特定非営利活動法人 アジア・チャリティ・ジャパン定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 アジア・チャリティ・ジャパンという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県館林市苗木町 2639 番地の 2 に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、アジア各国に在住する人権を抑圧された人々に対し、食料や医療の援助及び人権擁護に関する事業を実施することで、悲惨の二字をなくし、保健の増進と人権意識の向上を図り、自立した人間となることを目指し、もって日本とアジア各国との友好関係の発展に寄与することを目的とする。

また、国内において発生する災害等においても、外国人被災者の救助活動ならびに食料支援や通訳に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ② 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ③ 社会教育の推進を図る活動
- ④ 災害救援活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ① 講習会・セミナー開催に関する事業
- ② フェアトレードに関する事業
- ③ チャリティコンサートに関する事業
- ④ 訪問学習者の受入れに関する事業
- ⑤ 難民支援に関する事業
- ⑥ クラウドファンディング事業
- ⑦ 難民キャンプの視察に関する事業

2. この法人は、次のその他の事業を行う。

① 物品の輸出入に関する事業

② 建設工事に関する事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

① 正会員 本法人の目的に賛同して入会した国内に住所を有する個人及び団体

② 一般会員 本法人の目的に賛同して入会した国内外に住所を有する個人及び団体で、正会員以外の者

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

3. 前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 代表理事並びに副代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

① 退会届を提出したとき

② 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき

③ 継続して2年以上会費を滞納したとき

④ 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

① この定款のほか、当法人の規則に違反したとき

② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとする。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

① 理事 3人以上7人以内

② 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち1人を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないものとする。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならないものとする。

(職務)

第15条 代表理事並びに副代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、その業務を総理する。代表理事に事故あるときまたは、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 代表理事並びに副代表理事以外の理事は、この法人の代表権を有しないものとする。

4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行するものとする。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること

② この法人の財産の状況を監査すること

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為また

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集するものとする
- ⑤ 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げないものとする。

2. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの間、その任期を延長するものとする。

3. 補欠のためまたは、増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または、現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事並びに副代表理事が別に定めるものとする。

## 第 4 章 会 議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 会員の除名
- ④ 事業計画及び予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び決算
- ⑥ 役員を選任及び解任
- ⑦ 役員の職務及び報酬
- ⑧ 入会金及び会費の額
- ⑨ 資産の管理の方法
- ⑩ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑪ 解散における残余財産の帰属
- ⑫ 事務局の組織及び運営
- ⑬ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回 5 月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき
- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③ 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事並びに副代表理事が招集する。

2. 代表理事並びに副代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によ

り、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出するものとする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決しまたは、他の正会員を代理人として表決を委任することができるものとする。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(決議の省略)

第29条 理事または社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 代表理事並びに副代表理事が必要と認めたとき
- ② 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③ 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事並びに副代表理事が招集する。

2. 代表理事並びに副代表理事は、前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の表決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または、署名しなければならない。

## 第 5 章 資 産

(構 成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

(区 分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)



第 41 条 この法人の資産は、代表理事並びに副代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事並びに副代表理事が別に定める。

## 第 6 章 会 計

### (会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

### (会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

### (事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事並びに副代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事並びに副代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じる事ができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費)

第 47 条 予算超過または予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事並びに副代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正社員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

### (職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、代表理事並びに副代表理事が行う。

### (組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事並びに副代表理事が別に定める。

## 第10章 雑 則

### (細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事並びに副代表理事がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 理事	水野 保世
副代表理事	神村 明良
理 事	柴田 信
同	キン ミイン トエ

監 事 星野 義美

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金 正会員 1, 0 0 0 円 一般会員 1, 0 0 0 円

② 年会費 正会員 2, 0 0 0 円 一般会員 2, 0 0 0 円